

○須賀川市公共工事等設計書の情報提供に関する要綱

平成28年9月1日施行

改正

令和3年4月1日施行

須賀川市公共工事等設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須賀川市情報公開条例（平成10年須賀川市条例第16号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、契約済みの公共工事及び測量・設計等の業務委託（以下「公共工事等」という。）に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって行政サービスの向上に寄与することを目的とする。

(情報提供の対象となる設計書)

第2条 情報提供の対象となる設計書は、入札を執行し契約締結をした公共工事等の設計書であって、積算システムで作成した次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。ただし、条例第6条に規定する公開しないことができる公文書の情報が含まれないものとする。

- (1) 表紙
- (2) 工事費内訳表
- (3) 明細表
- (4) 代価表

(情報提供の方法)

第3条 設計書の情報提供は、市が定める記録形式による電磁的記録媒体を交付する方法により行うものとする。

(情報提供の申込み)

第4条 第2条に規定する設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、須賀川市公共工事等設計書情報提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を、条例第2条第1号に規定する実施機関の各公共工事等発注課に提出しなければならない。

2 申込書の提出は、当該設計書に係る公共工事等の契約締結日の属する年度の次の年度の末日までに行わなければならない。

(交付)

第5条 公共工事等発注課は、前条の規定による申込みがあったときは、所属長の決裁を経て、第3条の規定により、当該設計書の電磁的記録媒体を申込者に交付するものとする。

(費用)

第6条 この要綱の規定による設計書の情報提供に係る費用は、公共工事等1件ごとに、須賀川市情報公開条例施行規則（平成10年須賀川市規則第17号）別表第2に規定するCD-ROMの費用を適用し、電磁的記録媒体を交付するときに、公共工事等発注課が納入通知書を発行し納付を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日施行）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

				受付番号	
課長	課長補佐	係長	課員	施行	年 月 日
				決裁	年 月 日
				伺い	年 月 日
				收受	年 月 日
※一部非公開の有無					有・無

須賀川市公共工事等設計書の情報提供申込書

年 月 日

須賀川市長

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

須賀川市公共工事等設計書の情報提供に関する要綱第4条第1項の規定により、下記設計書の情報提供を申し込みます。

記

工事(委託)番号	入札日	公共工事等の名称
第 号	年 月 日	
第 号	年 月 日	
第 号	年 月 日	
第 号	年 月 日	

備考

- 1 申込書は、発注課ごとに作成してください。
- 2 提供するものは設計書のみとし、数量計算書、設計図等は対象になりません。
- 3 郵送による申込書の提出は、受け付けません。